

# 令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（債権管理アドバイザー）採用試験 募集案内

◆鳥取県令和の改新戦略本部税務課 企画担当◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地（鳥取県庁本庁舎5階） 電話 (0857) 26-7050

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/zeimuka/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）（必着） ◎持参、郵送で申込みができます。 ◎郵送による場合は、受付期間最終日の17時15分までに必着のこと。 ◎持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため、受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和8年2月12日（木）午前9時30分～ ◎受験者ごとの試験会場（控室）への集合時間は、別途電話でお知らせします。
試験会場	鳥取県庁第2庁舎4階 第27会議室（鳥取市東町一丁目 220 番地） 〔控室：鳥取県庁第2庁舎4階 第28会議室〕
試験結果発表日	令和8年2月17日（火）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
債権管理アドバイザー	1名	(1) 県税以外の未収債権に係る以下の業務 ・各所管課支援（相談対応、ヒアリング、研修会の開催、徴収方針の助言、進捗管理、催告、債権回収業者等への業務委託、法的措置の指導等） ・強制徴収公債権の直接徴収（主に滞納処分）の補助 (2) 市町村税以外の未収債権に係る市町村支援（相談対応等）	総務部税務課 (本庁舎5階)

## 3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 必要な資格、免許等

次のいずれにも該当するものであること。

・債権回収の実務経験（民間、行政を問いません。）を5年以上有する人

・債権回収に係る法的措置に関する実務経験を有する人

・債権回収に係る電話督促や戸別訪問等の実務経験を有する人

・普通自動車の運転免許を取得している人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務 等）には就くことができません。

## 4 試験内容

作文試験	テーマ「債権管理業務を行う上で必要となる能力」 800字以上1,200字未満で作成し、受験申込み手続きの際に提出のこと。
人物試験	個別面接による人物についての口述試験（20分程度）

## 5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

## 6 勤務条件（予定）

給与	<p>(1) 報酬 時間額 1,810円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>(2) 期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100)</p> <p>(3) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務時間	週30時間 午前10時から午後5時まで ※上記時間は、公務の必要により変更することがあります。 (例：夜間の納付交渉等のため、午後1時から8時まで) ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用4回まで。）

◇上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

## 7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 採用試験申込書 1部 ※申込書に顔写真を貼付すること。</p> <p>(2) 作文（面接試験を実施するまでの参考とします。） ・テーマ 「債権管理業務を行う上で必要となる能力」 ・字数 800字以上1,200字未満（別添様式又は任意様式でも可）</p>
申込先	<郵送・持参> 鳥取県令和の改新戦略本部税務課 企画担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220番地（鳥取県庁本庁舎5階） 電話：(0857) 26-7050
申込書の記載方法	<p>1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。</p> <p>2 すべての欄にもれなく正確に記入してください。</p> <p>3 連絡先は、棟・号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただくことがありますので、携帯電話がある場合には必ずその番号も記入してください。</p> <p>4 最終学歴欄には、最終学歴だけを記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）</p>

注意事項	<p>◎受験票は交付しません。受験者ごとの試験会場集合時間は、別途電話でお知らせします。</p> <p>◎郵送による場合は、封筒の表に「県会計年度任用職員受験」と朱書きしてください。</p> <p>◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。</p> <p>◎提出書類は返却しません。</p>
------	--

◇車イス等で来場される等試験実施時に何か配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。ただし、お申出内容によってはお応えできないことがあります。

## 8 採用予定者の決定方法

作文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に、採用予定者及び補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の有効期限内に欠員が生じた場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※ 補欠合格有効期限 令和8年3月31日（火）

## 9 試験結果の発表

受験者全員に合否を文書にて通知します。（令和8年2月17日（火）に発出予定）

## 10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示が請求できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位 及び試験内容ごとの得点	試験結果発表日から 1ヶ月間	鳥取県令和の改新戦略本部税務課 (県庁本庁舎5階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

## 11 試験に関する注意事項

- 試験当日は、事前に電話連絡する集合時刻までにご来場ください。試験開始時刻に遅れた場合は、原則受験できません。
- 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県令和の改新戦略本部税務課のホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、ご来場ください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外に使用しません。

## 13 試験会場

